

最近の中小企業立法

井上巖次郎

去る第十六国会において、直接中小企業に関係のあるいくつかの法律が成立した。特定中小企業の安定に関する臨時措置法の改正、中小企業金融公庫法、中小企業信用保険法の改正等はその主なるものであり、これらは中小企業にとって特に関係の深いものであるから、以下その要点について述べようと思う。

(一) 特定中小企業の安定に関する臨時措置法の改正

昨年八月、中小企業の自治的調整を目的とする「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」^(註一)が制定され、調整組合が、新に設けられることになったが、今回の独占禁止法の改正によって、大企業にもカルテル^(註二)が認められることになったので、これに対応して、従来の臨時立法を恒久立法とし、題名も「中小企業安定法」と改め、次の諸点について改正を行った。

(1) 業種指定方式の変更

適用業種の指定は、従来、同法の別表によって行っていたから、指定の追加又は削除は法律の改正によらなければならぬことになっていたが、今回の改正によって政令で行えることとし、臨機応変の措置がとれるようにした。(二条第一項) 而して、従来の十四指定業種の外に、今回、新に、次の十二業種が追加された。(附則)

- 1 清涼飲料水製造業
 - 2 五ガロンかん製造業
 - 3 亜麻織物、ちよ、麻織物又は大麻織物製造業
 - 4 纖維品の精練漂白、染色又は整理加工業
 - 5 布はく、製衣料品の縫製業
 - 6 メタルラス製造業
 - 7 縫針製造業
 - 8 瓦製造業で政令で定めるもの
 - 9 印刷業で政令で定めるもの
 - 10 ターポリン紙製造業
 - 11 機械すき和紙製造業
 - 12 計量器製造業で政令で定めるもの
- (2) 指定条件の緩和

適用業種の指定については、従来は、当該業種に係る製品の価格がその原材料の価格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の経営において相当の損失が生じていることが条件となっていたが、(二条第一項第一号) こんど、これを、当該業種に係る製品の需給が著しく均衡を失っており、且つ、かような事態を放置しては当該業種に属する事業の経営において相当の損失が生ずる虞があることと改めた。これによって、いままではコスト

割れて損失が生じた場合でないとは指定できなかつたが、これからは現実に損失がなくてもその虞のある場合には指定できることとなり、時宜に適した措置を講ずることができるようになった。

(3) 事業範囲の拡大

調整組合の行いうる事業として、従業の生産数量、出荷数量、生産設備に関する制限等の外に、新に、販売方法（加工品の引渡方法を含む）に関する制限、原材料の購入方法の制限又はその購入価格の制限、販売価格の制限、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結等の事業を認めた。（十五条）なお、販売価格の制限は、次の二つの場合について認めている。

1 技術的理由により指定業種に係る製品の生産数量を制限することが著しく困難である場合における組合員が生産をする指定業種に係る製品の販売価格（加工賃を含む）の制限。（同条第二号）

2 第一号に掲げる制限を実施した後において第二条第一項各号に規定する事態を克服することが著しく困難である場合における組合員が生産をする指定業種に係る製品の販売価格の制限。但し、第一号に掲げる制限とともに行う場合に限る。（同条第三号）

なお、調整組合連合会の行いうる事業も、右に準じて拡大された。（二六条）

(4) 調整規程の設定又は変更に関する手続の簡素化

調整組合が調整事業を行おうとするときは、調整規程を定めて通商産業大臣の認可を受けなければならないことになっているが、（変更の場合も同様）こんどの改正により、例外として、設定若しくは変更しようとする内容が当該調整組合の属する調整組合連合会の認可された総合調整計画の内容と同一であるとき又は変更しようとする

する内容が生産数量、出荷数量若しくは生産設備に関する制限を緩和するものであるときは、認可を受けなくてもよいこととした。(十六条第一項但書)但し、この場合においては、総会又は創立総会において調整規程の設定又は変更を議決した日から二週間以内はその旨を通商産業大臣に届け出なければならぬとしている。(同条第二項)

なお、通商産業大臣の調整規程の認可基準の一に、従来、消費者の利益を著しく害しないこととあつたのを、こんど消費者及び関連事業者の利益を不当に害しないことと改めた。(同条第三項)

(5) 設備の新設の許可又は禁止

今回の改により、通商産業大臣は、生産設備の制限に関する命令を発した場合において、(二十九条第一項)特に必要があると認めるときは、当該命令の有効期間中を限り、通商産業省令をもって、当該指定業種に属する産業の設備を新たに設けることにつき通商産業大臣の許可を受けるべき旨を命じ、又は禁止することができる規定を新たに設けた。(二十九条の二)これは、調整組合の組合員が、折角製品の需給調整に協力しても、一方において設備の新設が行われるのではその目的を達することができないから、調整組合の需給調整を効果あらしめるためには、かかる規定は是非とも必要である。

(6) 生産調整資金に対する利子の補給

今回の改正により、調整組合又は連合会が第十五条第六号又は第二十六条第六号に規定する事業を行うために必要な資金(生産調整資金)を借り入れる場合においては、政府は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定める基準により、年五分を限度として、当該資金の借入に係る利子とその融資機関に対し補給することができることとした。(三十二条の二)

調整組合が効果的な生産調整を行うがためには巨額の資金を必要とするが、調整組合は出資組合でなく、また従来特別の金融措置が講ぜられていなかったから、調整の実があらなかったが、今回、国会の付帯決議となつた政府の利子補給が認められたことは、調整を効果あらしめる上において大に役立つことと思われる。

なお、後に述べるように、調整組合及び同連合会が、こんど新たに設けられた中小企業金融公庫及び中小企業信用保険の対象とされるようになったことは、当該組合に対する金融上大なる便宜を与えることとなるであろう。

(1) 拙稿、中小企業対策としての調整組合に関する問題点参照（立命館経済学第一巻、第五・六号）

(2) 拙稿、危機に立つ反独占政策参照（立命館経済学第二巻第四号）

(二) 中小企業金融公庫法

大企業は信用力が大きいから、銀行等から資金を借入れ、設備の改善、新設等を行うことができるが、信用力乏しく運転資金にさえ事欠いている中小企業にとっては、設備資金を銀行等から借入れることは極めて困難である。そこで政府が特別の金融機関を設けて、中小企業専門に設備資金や長期運転資金を融通しようとするのが中小企業金融公庫であり、去る九月十一日に発足した。

(1) 目的

中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。（一条）

(2) 中小企業者の定義

この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいうとしている。

一 資本の額又出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については千人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

二 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

三 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前二号に掲げるものを除く）

四 調整組合及び調整組合連合会（二条）

(3) 資本金

公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百三十億円と、第三十三条第六項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額としている。（五条）

なお、本年度分は政府出資の資本金百三十億円と資金運用部からの借入金二十億円、合計百五十億円で運用されることになっている。しかし既に、日本開発銀行から二十五億円、商工組合中央金庫から二十億円が中小企業者に対して貸出されており、更に水害関係十億円を加えると合計五十五億円が公庫から出た勘定になっているから、来年三月までに実際貸出されるのは、残額九十五億円であり、月十二億円程度である。この資金量は全資金需要量から見れば僅かなものであり、中小企業の設備資金や長期運転資金の問題は、到底この程度のもので解決されるわけではないが、いままで中小企業に出された政府資金が月三億乃至五億円程度だったことから見れば、

かなりうるおうことになると思われる。

(4) 業 務

公庫の主たる業務は、第一条に掲げる目的を達成するために行う中小企業者に対する貸付である。(十九条)
公庫の貸付金は一企業者当り合計一千万円以下で、協同組合や調整組合は三千万円以下となっている。しかし衆議院通産委員会では当分は合計三百万円程度とし、広く利用できるようにせよという付帯決議をつけた。利率は年一割、償還期間は一年——五年以内、据置期間は一年以内、原則として不動産その他適当な担保を必要とする。

中小企業金融公庫は去る九月十一日発足以来、設備資金だけの貸出を行っていたが、中小企業の要望にこたえて十月二十八日新たに長期運転資金の融資を行うことに決定、即日実施する旨地方銀行等の同公庫代理店に通知した。貸付要領は次の通りである。(註二)

一 貸付対象

(1) 資本構成を適正にするため必要な長期の運転資金(業況は順調なものにもかかわらず、自己資本その他長期資金不足のため金繰り不安定に悩んでいる場合)

(2) 経営の合理化をとまなう長期の増加運転資金(ただし有効需要増加の見通しのない場合は認めない)

(3) 事業の維持発展に必要な試験研究費、試作費、探鉱費など経営改善上必要な長期資金

(4) 企業の建直しのため必要な資金、例えば製作転換資金、金融機関以外からの高利負債整理資金、災害復旧資金、および退職資金などで建直し計画に関係者の密接な協力が得られ、立直りの見通し十分なもの

二 貸付限度

- (1) 貸出先当り百万円以下を限度とする
- (2) ただし事業協同組合および同連合会の協同事業資金と設備合理化に伴う長期の増加運転資金はこの制限を受けない

三 金利及び償還期限

金利は設備資金貸出と同様年一割、償還期限は二年以内とし、四ヶ月以内の据置期間を認める。償還の方法は割賦償還とする。

なお公庫の貸出は、商工組合中央金庫、日本興業銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫等合計三百六十二の全
国の指定代理店を通じて行われる。更に最近の臨時国会において、新たに十一大銀行も代理店にできるように改
正される予定である。

(5) 事業計画及び資金計画

公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変
更しようとするときも、同様とする。(二十二条)

(6) 借入金

公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができる。(二十五条第一項)

政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができる。(同条第二項)

前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常条件より公庫に有利な条件を附することができる。(同条

第三項)

第一項に規定する場合を除く外、公庫は、資金の借入をしてはならない。(同条第四項)

(1) 拙稿、中小工業と長期金融(立命館経済学第一卷第二号)

(2) 昭和二十八年十月二十九日付大阪朝朝日新聞

(三) 中小企業信用保険法の改正

中小企業信用保険法^(註)は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保険を行う制度として昭和二十五年十二月から実施され、その後、昭和二十六年十一月の改正により、指定法人を相手方とする保険の制度を設けて、公益法人たる信用保証協会の保証についても政府が保険を行うこととなったが、従来の経験に鑑み、今回、次の諸点について改正を行った。

(1) 中小企業者の範囲の拡大

本法の対象となる中小企業者とは、これまでは、資本金額又は出資総額が五百万円以下の会社、常時使用する従業員の数が二百人以下の会社若しくは個人及び中小企業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は水産業協同組合であつて、政令で定める業種に属する事業を行うものをいうとなつていたが、こんどの改正によつてその範囲を拡大して、前述中小企業金融公庫法における中小企業者の定義と同一内容のものとした。従つて、資本金額又は出資総額については一千万円以下の会社、従業員数については三百人(商業又はサービス業については三十人、鉱業については千)以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うものは、本法の適用の対象となることとなった。(二条三項)

(2) 相互銀行及び無尽会社の給付を保険の対象としたこと

相互銀行及び無尽会社の行う給付は、金融機関が行う貸付とは性格的に異なるものとして従来保険の対象としなかったが、近來中小企業金融における相互銀行の進出に鑑み、貸付に準じて新にこれを保険の対象に加えた。

（三条第一項）

(3) 保険関係における保険価額の引上

「保険関係が成立する貸付金」なる文言を「保険関係における保険価額」に改めるとともに、（同条第三項）その限度が従来一人につき合計五百万円（中小企業協同組合であるときは二千万円）であったのを、一人につき合計一千万円（中小企業協同組合、調整組合又は調整組合連合会であるときは三千万円）に引上げた。（四条第二項）

(4) 保険金の填補率の引上

金融機関を相手方とする保険金の填補率を、従来の百分の七十五から百分の八十に引上げ、（六条）又、指定法人を相手方とする保険金の填補率を、従来の百分の五十から百分の六十に引上げた。（九条の二第二項）

(5) 保険金支払請求権の始期の繰上げ

金融機関又は指定法人が保険金の支払の請求をすることができるのは、従来、保険事故が発生してから六ヶ月後となっていたのを、こんど三ヶ月以後と改めた。（七条第一項、九条の五第三項）

(6) 金融機関を相手方とする保証保険の新設

金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して中小企業者に対する貸付を行ったときは、当該金融機関が中小企業者の当該借入による債務を保証することになっているが、

この場合にこれらの制度の目的とする一般金融機関からの借入を困難とする中小企業者への融資を促進するためには、貸付を行う代理店の危険を軽減する必要があるので、従来の指定法人に対すると同じ要領でこれを保険することとした。即ち、借入金の額のうち保証をしたこととなる額を保険価額とし、中小企業者に代ってする借入金の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の六十を乗じて得た金額を保険額とする。(九条の六)

なお、本保険の新設に伴い、指定法人を相手方とする保険とこの新保険を併せて「保証保険」とし、従来の金融機関を相手方とする保険を「融資保険」と呼ぶこととした。

註 拙著、工業政策、六五―六八頁参照。